牧之原畑地総合整備土地改良区の概要

土地改良区の沿革

◆昭和40年に1市8町の首長による静岡県知事及び関係部局並びに農林省に「国営畑地かんがい事業の実施」を請願し、翌年「牧之原台地かんがい事業推進協議会」を発足させ、国・県など関係機関に事業の採択を要望しました。

◆その後、「畑地の基盤整備」も合わせて行うため、昭和46年4月、名称を「牧之原畑地総合整備推進協議会」に改組し、昭和48年4月、「牧之原地区」の「県営畑地帯総合整備土地改良事業」が正式に採択されたのを機に、「推進協議会」を発展的に解消し、同年6月に「牧之原畑地総合整備土地改良区」が設立されました。

◆また、昭和53年4月には、基幹事業である「国営牧之原農業水利事業」が採択着工され牧之原台地の畑地整備事業は本格化し、平成6年には「畑かん受益地」の重複する土地改良区を吸収合併するなどして現在に至っています。

土地改良区（水土里ネット）とは

◆土地改良区は土地改良事業を行うための団体として、土地改良法により特にその成立を認められている公法人で、県知事の認可により設立されます。法人の性格は社団(組合)ですが、その名称に『区』という語を用いており、地縁的性格の強い団体です。
また、土地改良区が設立すると、その地区内にある土地について、土地改良法第３条の資格を有するものは、設立の同意、不同意に関係なく、すべてその土地改良区の組合員になります。(土地改良法第11条)

◆**「水土里ネット」**は土地改良区の愛称であり、その意味は以下のとおりです。
「水」・・・農業用水、地域用水など
「土」・・・土地、農地、土壌など
「里」・・・農村空間。農家や地域住民が一体となった生活空間など。

土地改良区の業務(右図「管理区分と体制」を参照)

◆牧之原畑地総合整備土地改良区では、国営事業及び県営事業で造成された施設の維持管理及び運転操作業務を行っています。具体的には、大井川から農業用水を取水し、牧之原揚水機場のポンプにより牧之原台地まで揚水し、国営及び県営のパイプライン水路を経て、230箇所のファームポンドへ農業用水を供給しています。

◆用水供給に係る維持管理費は、用水組合を通じて組合員に「管理賦課金」として納入いただいています。

◆県営ファームポンド以降の施設は、工区関係組合員による用水組合に日常の管理をお願いしており、土地改良区は用水組合へ管理技術及び組合運営への助言や指導も行っています。用水組合では、組合運営と工区内施設の管理にかかる経費を組合員から徴収して運営しています。

水土里ネット牧之原 近年の取組

◆県営畑地かんがい施設の老朽化が進んでいることから、「補修整備計画」を策定し、用水組合の要望を伺いながら、計画的に修繕を行うこととしました。

◆「補修整備計画」を促進するため、「用水組合支援制度」を制定、補助残の1/2を支援することとし、この財源手当のため財政計画を樹立して、積立基金を活用することとしました。

◆平成29年度から管理賦課金制度に移行し、受益地の管理精度を高めるため、全組合員に「現況調査」を実施し、用水組合と調整が図られた受益地に整理しました。

◆近年土地の所有者等の所在が不明となる事案が増えてきたことから、用水組合を通じて申請、確認を行い、一時的に「賦課保留」の措置を講じています。

◆耕作放棄地の発生から、農業委員会の非農地判定に基づく地区除外制度を制定しました。

牧之原畑地総合整備土地改良区 機構図

(R7.4.1現在)

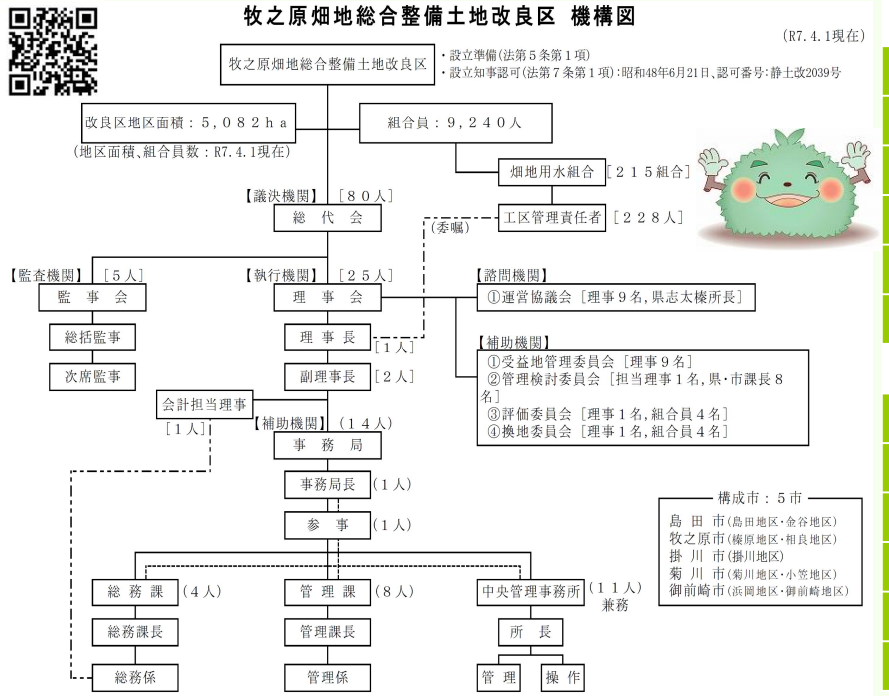

受益面積

島 田 市	1,064ha
牧之原市	2,120ha
掛 川 市	389ha
菊 川 市	940ha
御前崎市	569ha
計	5,082ha

組合員の状況

島 田 市	1,736人
牧之原市	3,747人
掛 川 市	481人
菊 川 市	1,708人
御前崎市	1,567人
計	9,239人

農業水利施設の維持管理区分と体制

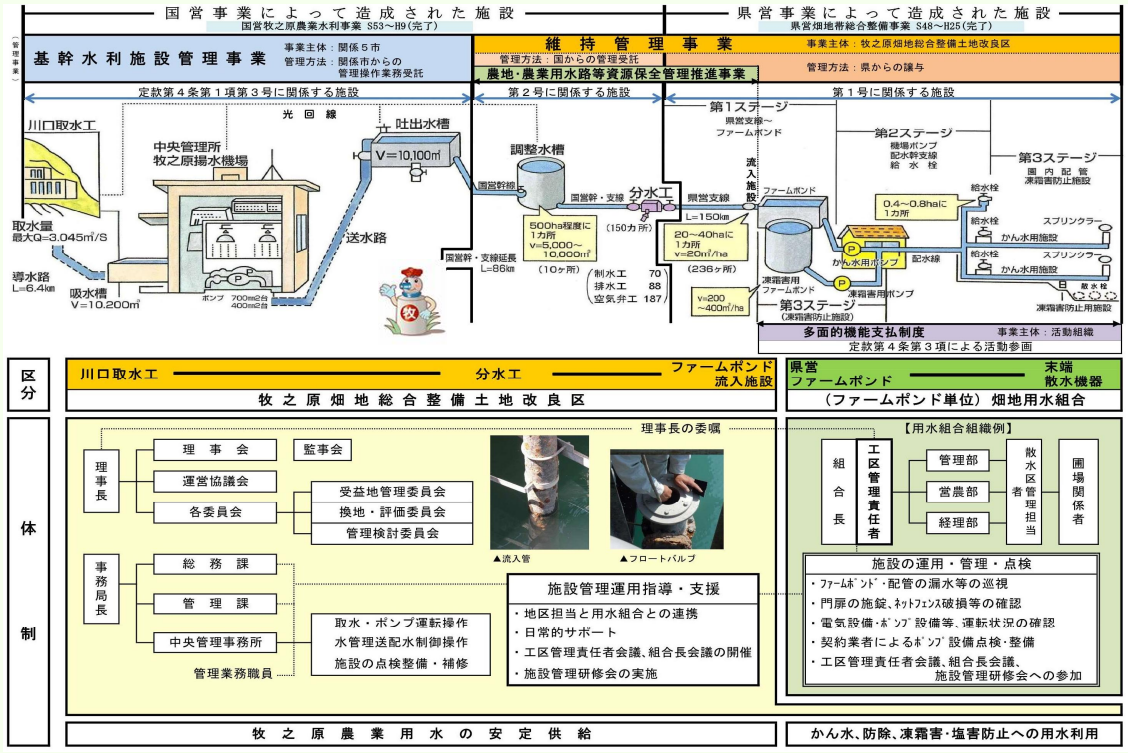

牧之原畑地総合整備土地改良区 〒427-0047静岡県島田市中溝町1726-4　TEL0547-36-8000　FAX0547-36-0830